

理由

漁業生産力の向上等に資するため、指定漁業の許可等の適格性要件を見直すとともに、試験研究及び新技術の企業化のための操業に対する指定漁業の許可等の手続を新たに規定するほか、農林水産省令又は規則に違反した無許可操業等に対する規制に関する規定の整備等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。